

モデル事業所における減塩実践チャレンジ業務 委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している、モデル事業所における減塩実践チャレンジ業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 事業目的

東日本大震災以降、福島県民（以下「県民」という。）の健康指標は大きく悪化し、現在もメタボ該当者の割合は全国ワースト4位、急性心筋梗塞死亡率は男性が全国ワースト7位、女性が全国ワースト9位など、リスク要因となる高塩分摂取の改善が喫緊の課題である。

特に、働き盛り世代の生活習慣病発症予防のための食行動改善が重要であることから、減塩の必要性に関する理解を深め、適正体重や減塩の理解向上や食行動の変容につなげることを目的とする。

3 事業概要

（1）主催者

福島県

（2）基本的な考え方

- ・ターゲットは働き盛り世代（主に20～50歳代）とする。
- ・日常的に取り組める健康的な食行動の提案や教育等を通して、対象者自身が減塩や食事の適量を理解し行動変容を促し、取組終了後も継続して実践できる内容とする。

4 委託業務内容

本委託における業務内容は以下のとおりとし、プロポーザル参加者にあっては、コスト及び県民への波及効果等に留意した上で、効果的で自由なアイデアを踏まえた提案を行うこと。

（1）共通事項

- ア 受託者は、事業の企画、対象事業所の募集、開催準備、運営から実績報告まで全ての業務を行うものとする。ただし、県が特に指定した場合を除く。
- イ 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、全て受託者が負担する。
- ウ 委託事業の実施に伴う著作権は、全て県に帰属するものとする。
- エ その他、疑義が生じた場合はその都度受託者と県とで協議する。

（2）業務内容

事業のターゲット自身が減塩や食事の適量を理解し、行動変容を促す取組とする。

ア 対象者

働き盛り世代（主に20～50歳代）計1000名程度

イ 対象とする事業所の募集

県内に住所を有する事業所よりモデル事業所を募集する。

ウ 健康的な食行動の実践支援プログラムの提供

対象者に対し、減塩に関する知識や継続可能な健康的な食行動について学習する機会（セミナー等）を原則事業所ごとに2回実施。また学習する機会の間に、減塩を中心とした健康的な食行動の実践につながる働きかけ（ニュースレター等）を行う。なお、多くの対象者が受講等できるよう実施方法等を工夫すること。

エ 取組前後の評価

減塩や食事の適量に関する知識・関心・食行動等の取り組み前後の確認（セミナーやセミナー間の働きかけ等の参加状況による差異を含む）により、全体及び実施事業所毎にプログラムの評価を実施する。

オ 取組結果レポートの作成

上記ウ・エの内容を盛り込んだ県・実施事業所向けのレポート及び広報用資料を作成し、提出する。

カ その他、本業務の趣旨に沿ったもので、効果的と思われる事業の実施

（３）その他、留意点

- ・事業目的を達成するため、健康に対する「無関心層」も参加しやすく減塩の知識習得につながる事業を提案すること。
- ・事業の実施に必要な各種申請・連絡調整等を行うこと。
- ・印刷物、広報媒体等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。

（４）事業終了後の業務

- ・実績報告書等を作成し、委託業務完了後、速やかに提出すること。
- ・実績報告書には、事業内容、実績（セミナー等参加者数、取り組み前後の比較及び健康的な食行動の実践継続の分析等の成果がわかる内容）、紙媒体等の成果品、写真等を添付すること。

5 その他留意事項

- （１）受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- （２）本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。